

安城市監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、出資

団体の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年11月16日

安城市監査委員 中村 誠一

安城市監査委員 辻山 秀文

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査の対象 安城市土地開発公社
- 3 監査の期間 令和2年8月5日から令和2年11月4日まで
- 4 監査の項目 令和元年度の事業に係る出納その他の事務
- 5 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、目的事業が定款等の規定に従い適正に執行されているか、また、令和元年度の決算の数値は正確であるか等を会計諸帳簿及び証拠書類を照合確認するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

## 6 団体の概要

### (1) 設立等

#### ア 設立年月日

昭和44年3月31日（公有地の拡大の推進に関する法律の施行に伴い、昭和48年3月31日に財団法人安城市開発公社から安城市土地開発公社に組織及び名称を変更）

#### イ 設立の目的

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する。

#### ウ 資本金

10,000,000円

#### エ 役員数

15人（令和2年4月1日現在）

### (2) 安城市との関係

安城市は、上記の資本金を出資するとともに、公社が融資を受ける金融機関に対する債務保証額の限度額を50億円としている。

上記役員のうち、副市長が理事長に、その他本市職員7人が役員に就任している。

## 7 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

<p>出資目的に合った事業運営が行われないリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款及び経理規程等諸規程は、整備されているか。</li> <li>・設立目的に沿った事業運営が行われているか。</li> <li>・決算諸表等は、法令等に準拠して作成されているか。</li> <li>・経営成績及び財政状態は、良好か。</li> <li>・会計処理及び財産管理は、適正か。</li> <li>・経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。</li> </ul>
------------------------------	--

## 8 監査の結果

令和元年度の決算の数値については、会計諸帳簿と合致しており、損益計算書及び貸借対照表も正確に作成されていると認められた。また、事業は定款等の規定に従い、適正に執行されていると認められた。

土地の保有状況においては、長期に所有しているものではなく、計画的に土地の取得と処分を進めていることが認められた。

出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められたが、安城市土地開発公社が定める規程に沿っていない事案や、理事長印使用の証跡又は物品購入における検収の証跡が残されていない事案が見受けられた。

## 9 指導事項

今回の監査において、前回と同様の結果となった改善すべき事項が見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、チェック体制を強化すると共に、担当者が異動した際にも誤りのない事務を執ることができるよう、再発防止に努める等の必要な措置を講じられたい。

- (1) 振替伝票や支出伝票の決裁権者が誤っていた。
- (2) 物品を購入した際に、検収の証跡が残されていない。
- (3) 資金前渡金の精算事務において、安城市土地開発公社財務規程に沿った事務を執っていなかった。
- (4) 文書事務において、理事長印使用の証跡が不十分であった。